

## 中国における「慰安婦」研究の現在

高嶋航

### はじめに

一九九一年に韓国の元「慰安婦」金学順が名乗りをあげたことで、「慰安婦」問題が急浮上し、日本・韓国両政府を巻き込んで大きな政治問題となったのは周知のことであろう。中国の「慰安婦」問題は、この日本・韓国における「慰安婦」問題が報道・紹介されるなかで継起した。一九九二年二月一日、駐日中国大使張振亜は日本の記者に対して、「慰安婦もまたかつての日本軍が中国で犯した犯罪の一つであり、中国にも被害者がいる」との談話を発表した。同年七月には中国在住の元「慰安婦」やその遺族らが日本政府に対して賠償を求める請願書を提出した<sup>①</sup>。中国政府は日中友好を重視して、中国人の民間賠償請求を積極的に支援することはなく、むしろ抑制する立場をとった。例えば、証言をした「慰安婦」に対して地元の公安局外事課が干渉したのはその一例である<sup>②</sup>。

中国で一九九二年まで「慰安婦」が問題化されなかったのは、日本や韓国・朝鮮と同様に儒教道徳、ことに貞操観念の縛りがあったからである。中国の場合はこれに政治的な問題が加わる。戦後、日本軍に蹂躪された女性たちは、日本軍の協力者、すなわち漢奸として事あるごとに糾弾されてきた。このように中国では「慰安婦」の存在は繰り返し公の場で語られてきたといつてよいが、彼女たちは被害者としてではなく加害者として語られてきたのである。一九九二年になって

ようやく彼女たちは自らを被害者として認識することが可能になった。

本論に入る前に、「慰安婦」が中国でどのように呼ばれてきたかを見ておきたい。なお、本来「慰安婦」はカッコつきで表記すべき言葉であるが、本稿は論文紹介という性格上、カッコを多用するので、以後特別な場合を除いてカッコなしで表記することをあらかじめ断っておきたい。

中国では、一九九〇年代前半までは主として「軍妓」という訳語が用いられてきた。『漢語大詞典』によれば、軍妓とは「軍営中の妓女」という意味であり、用例として一九八一年二月二七日の新聞記事が引かれている。軍妓は比較的近くなって使用されるようになった言葉のようである。だからといって、過去の中国の軍隊に妓女がいなかったわけではない。彼女たちは「営妓」と呼ばれた。再び『漢語大詞典』によれば、営妓とは「古代軍中の官妓」のことで、『漢武外史』の「漢の武帝は始めて営妓を置き、以つて軍士の妻なき者を待す」という文を例に挙げている。一九四〇年代には慰安婦のことを「営妓」「随営娼妓」「随軍営妓」「随軍妓女」などと呼んでいた。陳娟は一九九四年に「いわゆる慰安婦とはまた軍妓あるいは営妓と称する」といつており、この時点では慰安婦、軍妓、営妓が同じものとして用いられていた。<sup>⑦</sup>台湾でも一九八〇年代に李敖が、中世ヨーロッパの十字軍に従軍した女性、日本の「随軍慰安婦」、台湾へ移つてからの国民党のそれをもすべて「営妓」と称している。<sup>⑧</sup>

「慰安婦」をタイトルに冠した書物は、千田夏光の名著『従軍慰安婦』の翻訳を嚆矢とする。一九八七年版のタイトルには原語の直訳である「随軍慰安婦」が採用されたのに対し、一九九三年版では「軍妓」に改められており、一九九三年頃にはまだ「慰安婦」という呼称が定着していなかったことが窺える。<sup>⑨</sup>「慰安婦」「軍妓」をタイトルに含む著書一覧(表1)を見てみるとわかるとおり、一九九〇年代初頭に日本と韓国で問題となった慰安婦は、中国では「軍妓」として紹介されていた。<sup>⑩</sup>一九九三年に数多くの慰安婦関係の書物が出版されて以降「慰安婦」という言葉が広まり、一九九〇年代後半には完全に「軍妓」に取って代わった。「軍妓」は慰安婦問題の発生とともに広く流通し始め、初期にはもっぱら日本軍の

表1 「軍妓」「慰安婦」をタイトルに含む書籍一覧

著者	書名	出版地	出版社	出版年
羅石賢	軍妓	天津	百花文芸出版社	1987
千田夏光（林懷秋、夏文秀訳）	随軍慰安婦	長沙	湖南人民出版社	1988
吳擘等	軍妓血淚	西安	華岳文芸出版社	1989
馬蒙	軍妓	香港	安定出版社	1990
吳海峰	中国慰安婦：一部揭露戰地軍妓的秘密檔案	桂林	漓江出版社	1993
田玉光	帝國軍妓：隨軍慰安婦軍中生活實錄	哈爾濱	黑龍江人民出版社	1993
李秀平	十万慰安婦	北京	人民中国出版社	1993
千田夏光（林懷秋、夏文秀訳）	軍妓	長沙	湖南出版社	1993
野草等著	鉄蹄下の軍妓	長沙	長江文芸出版社	1993
金一勉（接桑等訳）	軍妓血淚：天皇軍隊和朝鮮慰安婦	天津	天津社会科学院出版社	1993
江浩	昭示：中国慰安婦	北京	作家出版社	1993
趙立中	軍妓	北京	中国友誼出版公司	1993
謝永光	日軍慰安婦内幕	香港	明報出版社	1993
尹承俊、韓国挺身隊研究会	妓魂：韓国原19名軍慰安婦の親身經歷	長春	吉林人民出版社	1994
千田夏光（徐憲成訳）	随軍慰安婦：慶子	北京	群衆出版社	1996
千田夏光（黃玉燕訳）	慰安婦	台北	伝文文化事業公司	1996
矢野玲子（大海訳）	慰安婦問題研究	瀋陽	遼寧古籍出版社	1997
江浩	中国慰安婦：跨国跨時代調查白皮書	西寧	青海人民出版社	1998
江浩	跨国檔案：中国慰安婦	香港	天地圖書有限公司	1998
蘇智良	慰安婦研究	上海	上海書店出版社	1999
財団法人台北市婦女救済社会福利事業基金会	台湾慰安婦報告	台北	台湾商務印書館	1999
蘇智良	日軍性奴隸：中国“慰安婦”真相	北京	人民出版社	2000
蘇智良等	滔天罪孽：二戰時期的日軍“慰安婦”制度	上海	学林出版社	2000
韓国挺身隊問題対策協議会・韓国挺身隊研究会（金鎮烈、黃一兵訳）	被掠往侵略戦場の慰安婦	北京	中国文史出版社	2001
台湾省文献委员会（陳文添等編輯，王学新編訳）	台日官方檔案慰安婦史料彙編	南投県	台湾省文献委员会	2001
蘇智良（羅希賢改編，葉雄等絵画）	血淚“慰安婦”	北京	光明日報出版社	2001
孫遜	慰安婦血淚	西安	太白文芸出版社	2001
George Hicks（滕建群訳）	慰安婦	北京	新華出版社	2002
劉大項	無尽の冬日：慰安婦尋求正義の漫長旅程	台北	智庫股份有限公司	2002
千田夏光（林懷秋、夏文秀訳）	軍国煙花：“隨軍慰安婦”慶子の經歷	広州	花城出版社	199?

慰安婦を指していたが、その後ナチスの慰安婦などをも含むようになり、意味が拡大した。中国における慰安婦研究の第一人者である蘇智良は、「世界の軍隊史上、少なからぬ国家が前後して軍妓制度を実行してきた」と述べ、軍妓は志願、慰安婦は強制であるから、両者は截然と区別すべきだと主張する。蘇智良のいう「軍妓」は軍隊の周辺にいる売春婦を指すようだが、はつきりとした定義はなされていない。また、軍妓は志願と言い切れるのか、そのことが軍妓制度を免罪することにないか、など様々な問題を含んでいるように思われる。<sup>②</sup>

日本では事の本質を隠蔽するかのような「慰安婦」という呼称に変えて、「日本軍性奴隷制」という言葉が用いられるようになっていく。蘇智良も「日軍性奴隷」という言葉がふさわしいが、ただ「性奴隷」では意味があまりに拡散することから、中国語では「慰安婦」を用いるのがよい方法だと言う。蘇智良が二〇〇〇年の著書の冒頭で、「慰安婦」という言葉は、中国ではいまや誰もが知っている」と述べるように、慰安婦が問題化されて十年足らずで、日本語の「慰安婦」という言葉は中国に定着した。<sup>③</sup>

笠原十九司は一九九四年に著書のなかで次のように述べた。「従軍慰安婦」問題でも、中国における日本軍の慰安所開設が最も多く、「従軍慰安婦」の犠牲者の数も膨大であったことが推定されるにもかかわらず、中国研究者の側からその実相を説明しようとする動きはまだ弱い。<sup>④</sup> 慰安婦研究の素人である筆者が、今回中国の慰安婦研究を紹介しようとしたのは、中国研究者の一人として、笠原の提言に何とか答えようとしたからである。ただ、準備期間が短かったため、目を通すことのできた資料は非常に限られていることをあらかじめお断りしておきたい。なお、本稿で扱うのは中国大陸の学術研究で慰安婦を主たる考察の対象としたものに限定した。

① 林曉光「關於「慰安婦」問題的一些思考」（蘇智良・榮維木・陳麗菲主編）『滔天罪孽——日軍「慰安婦」制度』（上海、学林出版社、二〇〇〇）所収。

② 蘇智良『慰安婦研究』（上海、上海書店出版社、一九九九）三七四

一三七五頁、石田米子・内田知行編『黄土の村の性暴力——大娘たちの戦争は終わらない』（東京、創土社、二〇〇四）一七一—一八頁。  
③ 韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会編、山口明子訳『中国に連行された朝鮮人慰安婦』（東京、三一書房、一九九六）八七頁。

- ④ 引用された記事の営妓は日本軍の慰安婦を指している。
- ⑤ 陳景彦「日軍侵華期間強徴中国慰安婦問題」(『東北亜論壇』二〇〇一—二)は「軍妓」という訳語は不適當だという。なぜならこの語は辞書に見られないし、慰安婦を妓女とみることで、大多数の慰安婦被害者を無意識に傷つけるものだからという。中国では妓女が慰安婦に徴集された実例が明らかになっているが、中国の研究者たちは慰安婦被害者の大多数は妓女と関係なく、無垢な女性であったことを強調する傾向にある。
- ⑥ 李敖「営妓考」(李敖『中国性研究』(台北、李敖出版社、一九九〇)所収)は、『異越春秋』の越王勾践の記事が初出だとする。なお、李敖は一九九七年に自ら所蔵する百件の書画骨董を売り、元慰安婦への義捐金とした。
- ⑦ 陳娟「日軍慰安婦与南京慰安所」(『民国春秋』一九九四—五)。
- ⑧ 李敖「営妓考」。黄玉燕は千田夏光『従軍慰安婦』の翻訳書の序文で、「中国語でいえば「慰安隊の女隊員」、いまはまた「軍中楽園の服務小姐」といい、もうすこしはつきり言えば「軍妓」である」と言っている(千田夏光、黄玉燕訳『慰安婦』(台北、伝文文化事業有限公司、一九九六)。
- ⑨ 蘇智良は「随軍慰安婦」も「軍妓」も日本語だというが、それが慰安婦を指す言葉として使われた事例を知らない。
- ⑩ 「営妓」をタイトルに含む書物は検索しえなかった。
- ⑪ 『慰安婦研究』一一頁。
- ⑫ 蘇智良のこうした見解は蘇智良、高宏訳「慰安婦」の緊急調査「戦争責任研究」二七、二〇〇〇)で日本にも紹介されて、尹明淑「中国人軍隊慰安婦問題に関する研究ノート——上海と南京での研究交流を終えて批判的立場から考える」(『戦争責任研究』二七、二〇〇〇)が疑義を呈している。蘇智良のこの見解は、現在の中国で一般的となりつつあるようである。
- ⑬ 戸塚悦朗「日本が知らない戦争責任 五八 マクドゥーガル国連報告書公表」(『法学セミナー』一九九八—二)によれば、性奴隷(sex slave)なる言葉が始めて用いられたのは一九九二年の国連人權委であったという。
- ⑭ 『慰安婦研究』一一頁。この箇所は一九九七年の論文「関於日軍慰安婦制度幾点辨析」(後掲)にはなく、著書にまとめる際に書き加えられたものである。「性奴隷」という言葉自体は一九九五年の論文ですでに使用している。なお、蘇智良自身は厳密に言葉を使い分けているわけではない。蘇智良「日軍性奴隷——中国、慰安婦、真相」(北京、人民出版社、二〇〇〇)四頁では、中国語で「慰安婦」を用いるのは「やむを得ない手段だ」と、いささか主張をトーンダウンさせている。
- ⑮ 「日軍性奴隷」一頁。
- ⑯ 笠原十九司「アジアの中の日本軍——戦争責任と歴史学・歴史教育」(東京、大月書店、一九九四)一一頁。

## 一 慰安婦問題化以前(一九八〇年代)

日本軍による慰安婦制度(あるいは日本軍性奴隷制)の最大の被害国である中国で慰安婦が問題となったのは、一九九

二年のことであった。しかしそれ以前にも「軍妓」の名を冠した書物が何冊か出版されている(表1参照)。筆者は未見のものが多いが、図書館の目録によればそれらの多くは小説である。ここでは『悲憤・血涙——南京大屠殺親歴記』(北京、時事出版社、一九八八)の附録「日本軍妓的悲劇」を紹介する。慰安婦は朝鮮の「民族解体」計画の一環であり、二〇万人といわれる慰安婦の八、九割が朝鮮人、残り一割が日本人と中国人であった。朝鮮人女性は多くが防空壕で死に、少数がビルマから帰国した。日本人女性は売春経験者が多く、中国人は日本の侵略後、生活に困って落ちぶれたり、「討伐」の際に捕らえられたりして慰安婦となった、と。内容のほとんどは日本の研究の受け売りで、目新しい論点はない。①誤訳、誤字が多く、決してレベルの高い論文ではないが、初期の慰安婦研究において、次に紹介する千田夏光の著作とともに、日本語の読めない中国人が慰安婦を理解する上で重要な情報源であった。

千田夏光の『従軍慰安婦——“声なき女” 八万人の告発』(東京、双葉社、一九七三)、『続・従軍慰安婦——償われざる女八万人の慟哭』(東京、双葉社、一九七四)は日本における初期の慰安婦研究に大きな影響を与えた名著であるが、中国においても同様だった。中国語にはじめて翻訳されたのは一九八八年、さらに一九九三年にタイトルを『軍妓』と改めて出版された(表1)。一九九六年には台湾で翻訳され、同年には『従軍慰安婦・慶子——中国、ガ島、ビルマ……死線をさまよった女の証言』(東京、光文社、一九八二)の翻訳が北京の出版社から出た。『従軍慰安婦・慶子』は一九九六年代に『従軍慰安婦』と同じ訳者によって翻訳・出版されているが、その概要については、たとえば邢選録「一二四聯隊的慰安婦」(『青春』一九九二一二二)、白寧「一個日本慰安婦的遭遇」(『青年博覽』一九九二一五)などで早くから紹介され知られていた。②

一九八〇年代には各地で文史資料が編纂された。当時はまだ慰安婦が注目されていなかったが、それでも慰安婦を扱った文章を見出すことができる。汪業新「鳳宜楼 “慰安所” 始末」(『蕪湖文史資料』三、一九八七)は一九三八年一月に日本軍が蕪湖に開設した鳳宜楼慰安所の紹介である。同慰安所には一四歳から四〇歳までの中国人女性が七、八〇名おり、通

算すると二〇〇名に達した。王氏が一九五一年に書いた訴えによると、彼女は同慰安所の責任者である姫斌に騙されて慰安婦となり、三か月間拘束されたとのことである。朱鼎元「日本随軍妓女的血涙」〔蕪湖文史資料〕三、一九八七〕は蕪湖の慰安所（東洋娼妓院）の全体像を示した労作である。ただ、「軍妓の来源を保証するために、日本当局は、およそ兵役に服する男性の妻子および未婚の妻は、朝鮮、台湾など日本の占領地で服役する軍人の妻子および未婚の妻を含めて、すべて三年の軍役に服し、従軍して軍妓を務めねばならない、と規定した」という一節は何に基づいて書いたのか疑問である。当時の日本にこのような規定があったということを開かないし、ありえるとも思えない。もつとも、慰安婦に関する情報が極度に不足していた時期であったから、この一節をもつて論文の価値を貶めるわけにはいかない。日本では吉見義明編『従軍慰安婦資料集』（東京、大月書店、一九九二）二六六、二七四～二七七頁、秦郁彦『慰安婦と戦場の性』（東京、新潮社、一九九九）八八頁などに蕪湖の慰安所への言及があるが、残念なことに初期の慰安所の実態を詳細に物語る『蕪湖文史資料』は参照されていない。

なお、筆者は未見だが、懷楠「淪陥時期蚌埠的娼妓業和慰安所」〔中国人民政治協商会安徽省蚌埠市政協文史資料研究委員会』『文史資料選輯——紀念抗戰勝利四十周年專輯』六、一九八五）、「三廠『慰安所』内幕」〔海門県文史資料』四、一九八五）、王旭初「日軍在広水鎮的随軍妓院」〔『広水文史資料』三、一九八八）、陳承貴「摧殘婦女的日寇『俱樂部』」〔『汝南文史資料』三、一九八七〕などもタイトルからみて慰安所を扱ったものと思われる。このほか、タイトルからは判断できないが、慰安婦を扱った記事も数多く存在する。蘇智良『慰安婦研究』の第三章は、文史資料の記事を丹念に掘り起こして慰安所の実態を明らかにした好例である。

① 本文で引用された文献は以下のものがある。川田泰代「日本軍隊与朝鮮人慰安婦」、伊東圭一「慰安婦与軍隊」、金一勉「軍隊慰安婦の実態」、高島恵子「与官兵的生死恋」中央公論増刊『歴史与人物』一九

八四年一月、千田夏光「従軍慰安婦」、金春子「朝鮮慰安婦」、金一免「最後の悲劇像」（表記はすべて原文どおり）。ただし、これが千田の著書に拠るとは書かれていない。

## 二 慰安婦研究の開始（一九九二～一九九三年）

時期的にもっとも早い学術論文は、蘇実「日本侵略者強迫中国婦女做日軍慰安婦実録」（『抗日戦争研究』一九九二―四）であろう。慰安婦の概略は『悲憤・血涙』に依拠しつつも、数多くの新聞記事を発掘した点が特徴である。蘇実日本語文献が読めないのか、引用されたのはすべて中国語の文献である。これらの記事は多分にプロバガンダ的な要素も含まれているが、中国メディアにおける慰安婦像を知る貴重な同時代資料である。李秦は、「大後方」の多くの新聞・雑誌は日本軍が中国人女性を慰安婦にしたことを暴露していたという<sup>①</sup>。とすれば、当時の新聞・雑誌を博搜し、慰安婦関係の記事を収集することは今後の課題の一つとなろう。蘇実が日本の歴史家の推計として、日本人慰安婦一〇万、朝鮮人慰安婦二〇万という数字を挙げている。日本の研究者で二〇万以上の数値を挙げている人を寡聞にして知らない。中国人慰安婦の数については、諸資料を検討した結果、百万に上ると推計した。

『抗日戦争研究』の同じ号には、尹貞玉（韓国）、劉黎明訳「關於朝鮮婦女充当“挺身隊”（慰安婦）問題」が掲載されている。尹は金一勉に依拠して慰安婦の数を二〇万と見積もっている<sup>②</sup>。その内訳は朝鮮人、日本人、中国人だが、中国人は多くなかったとする。初期の日本や韓国の研究はおおむね中国人慰安婦の存在を重視していなかったが、そのことが中国人研究者をして中国人慰安婦の発掘に向かわしめたのである。

日本史研究者管寧による「慰安婦問題与日本的国際化」（『世界史研究動態』一九九三―三）は初期の代表的論考である。氏は日本の研究状況に精通しており、それに依拠しながらも独自の見解を披瀝した。とりわけ中国人慰安婦を問題にしたことは、大きな特徴であった。慰安婦の数について、秦郁彦の一五万と吉見義明の最大二〇万という両説を紹介した上で、この数字には前線地区で強制連行された民間女性が含まれていないと指摘する。そうした女性の大部分は中国人であり、そのほかフィリピン、マレーシアなどの女性が含まれる。そこで管寧は、日本軍三〇〇万に対し、二九人に一人の割合で



慰安婦が配置され、慰安婦の交代比率が三とみて、慰安婦の総数を約三〇万と計算し、最も多かったのは朝鮮人ではなく中国人だったと主張した。管寧が提示した計算式はあまり説得的とはいえないが、一九九三年の時点で、前線で強制連行された女性をも慰安婦に含めて考えていた点は卓見であった。秦郁彦は管寧の日本語版の論文を引いて「最多数は中国人女性と推定するのは疑問がある。鈴木衛生軍曹のような日本兵が散発的に利用した中国人向けの遊里における中国人売春婦を慰安婦に含めるのは、無理があると思われるからだ」と反論しているが、これは全くあたらない。売春婦を含めたから人数が増えたのではないし、売春婦として日本軍慰安婦となることを強制されていたことは後述の天津の資料に明らかである。秦の読み方は強引というほかない。

次に管寧が引用した資料をもとに強制性の問題について考えてみたい。その資料とは第三師団衛生隊担架第三中隊の杉野茂の回想である。管寧によれば、一九三七年二月に同隊は揚州に入城後、ただちに当地の治安維持会に命じて中国女性四七名を強制的に徴集し、「緑楊旅舎」と呼ばれる四階建ての木造家屋を使って軍隊の慰安所を開設した。管寧はこの資料の出典を「第三師団衛生隊回顧録編集委員会編『第三師団衛生隊回顧録』、見秦郁彦『従軍慰安婦春秋』（『正論』二三八号、一九九二年六月）と記すが、これは明らかに『従軍慰安婦資料集』三二頁からの引用である。秦は『第三師団衛生隊回顧録』と『歩兵第六聯隊歴史追録第二部』を典拠に叙述しているが、中国人女性を六〇名とし、緑楊旅舎などの細かい記述はない。なお緑楊旅舎の原文は「緑揚旅舎」である。中国でこの資料を引いた論文のほぼ全てが「緑楊旅舎」となっており、管寧の論文が孫引きされていることがわかる。秦は揚州での慰安婦徴集について、「集める」というソフトな言葉を使っている。たしかに原文では、「その日から自治委員会の人と一緒にクレーン探しに歩き回りました。四七士になぞらえて、四七人を求めることにしました」とあり、強制連行をイメージさせるような言葉づかいではない。しかし、続いて「委員会の人はどこにどんな娘が居るかよく知っていました。顔にススを塗って天井裏から降りて来る娘もおりました」というくだりを読むと、これがまさに強制力を伴った徴集であることは歴然としている。同じ第三師団のある

部隊は鳳陽県で慰安婦徴集に応じなかった維持会会長を殺害してさえている<sup>⑩</sup>。管寧が「強制徴集」という言葉を使っているように、中国の諸論文では、この資料が強制徴集の実例として（管寧から孫引きして）取り上げられている。

管寧は日本軍の強制性を示すにあたって、いまひとつ珍しい資料を用いた。天津の日本軍防衛司令部が天津特別市政府に民間の妓女を選出して皇軍の慰労のため山東へ派遣するよう指示した公文書である。管寧はある理由により出処を明かすことはできないと述べ、重要な箇所のみ、しかも人名は伏せ字にして引用した。同資料が日本の研究者に知られるようになったのは近年のことである<sup>⑪</sup>。中国でその具体的内容を最初に紹介したのは李秦である。

李秦「新発現的日軍強徴中国婦女充当軍妓史料析」（『近代史資料』八五、一九九四）は中国人慰安婦の存在が広く知られていたにもかかわらず、これまで日本側の記録と中国側の間接的な報道しかない、と執筆当時の資料状況を述べ、この天津の公文書が資料の空白を埋め、研究の発展に資することを期待した。この資料は中国史学会・中国社会科学院近代史研究所による大型資料集『抗日戦争』全七卷（成都、四川大学出版社、一九九七）の編纂中に発見されたものである。当時発見されたのは全部で四件あり、李秦はうち三件を紹介した。ただ、この資料は「ある原因」により公開することができず、『近代史資料』編集部に保管されていた。一九九七年にさらに六件の新しい資料が発見され、その全文が始めて公表された<sup>⑫</sup>。それによると、李秦が紹介したのは、「天津特別市警察局關於選派妓女勞軍給市政府的呈文」（一九四五年五月三日）、「天津特別市警察局特務科關於日軍天津防衛司令部強徴中国婦女做軍妓之情報」（一九四五年七月三日）<sup>⑬</sup>、「來仲威為選送妓女去山東慰勞日軍給警察局長的報告」（一九四五年七月三日）であったことがわかる。林伯耀はこれと平行して、一九九五年にこの資料を発見し、一九九七年七月のシンポジウムで「關於日軍在占領区強迫中国女性做「性奴隸」的一個事例的剖析」と題して報告をおこない、一九九九年に『女性・戦争・人権』誌上で紹介した<sup>⑭</sup>。林が提示した資料は七六件にのぼる。また北京市檔案館「日軍強徴『慰安婦』史料一件」（『北京檔案史料』一九九五—二）で紹介された「敵人罪行調查表」も天津の妓女徴集に関する資料である<sup>⑮</sup>。

管寧は前掲論文のなかで、口述資料収集の緊急性を説いたが、すでに一九九二年には山西省で張双兵が、湖北省で江城が元慰安婦に対する聞き取り調査を開始していた。なかでも江浩らのグループがおこなった調査は、質量ともに当時としてはずば抜けたものであり、その成果は一九九三年に『昭示——中国慰安婦』（北京、作家出版社）として公刊された<sup>⑮</sup>。同書は江浩らが国内外でおこなった独自の調査を踏まえて執筆されたもので、学術書というよりはルポルタージュである。日本であまり知られていない記事が数多く掲載されているが、獵奇的で物語として出来すぎており、にわかには信じがたい所もある。取材で得られた記事ゆえに典拠もなく、記事自体の信憑性を確認することは困難である。利用する際には、最低限、部隊や士官の名前、引用された命令書などを日本の資料とつきあわせてみる必要がある<sup>⑯</sup>。ここでは後の研究でたびたび引用される資料を紹介したい。

それは、日本の情報部の大雄一男が陸軍本部に提出した文章である。全訳は以下のとおりである。<sup>⑰</sup>

中国の女性を「慰安婦」にすることで、戦争に負けて気落ちした兵士を慰めることができる。戦場で中国軍に負けたという彼らの心理は、中国の「慰安婦」の体の上で最も有効に修正することができる。こうした心理作用をわが兵士に及ぼすことができるのは、ただ中国の「慰安婦」だけである。彼女たちは、中国にできるだけ早く大東亜共栄圏を建設できるよう、兵士の精神を鼓舞することができる。日本の武士道が崩壊した兵士を支えることができなくなったとき、中国の「慰安婦」の肉体は兵士の必勝への信心を回復・治療することにおいて、計り知れない効果を發揮する。中国の女性の体で満足を得られたならば、必ずや中国の領土で満足を得られるだろう。中国の女性を占有することで、中国を占有せんとする雄心を助長することができる。われわれはもつと多くの中国の女性を徴集して「慰安婦」となし、精神的肉体的にわが軍人を慰安させ、彼らに必勝の信心を打ち立てねばならない（『昭示』一五頁）。

出典は『遠東審判録』備用資料第一〇三冊第五章三四二頁とある。中国の書籍にありがただが、書誌情報は全く記されおらず、『遠東審判録』がいかなる書物かは判然としない。中国人慰安婦の有用性をこれだけ雄弁に語った資料は他に

例を見ないが、現段階では出典がはつきりしないので引用するには注意が必要となる。日本の研究者がこの資料の出典を明らかにしてくれることを望みたい。<sup>⑧</sup>

その他の研究を手短かに紹介しよう。徐平「慰安婦涙痕」〔上海灘一九九二一一〕は上海の「海乃家」という慰安所の跡を捜し求めたルポルタージュである。結局、目的を果たすことはできなかったが、その過程で多くの元慰安所の所在を発見した。高興祖「日軍南京強姦事件与慰安所の出現」〔民国春秋一九九三一一〕は南京事件を實際上、最初の慰安所であると論じたもので、その後南京に作られた一一の慰安所を明らかにした。何吉「日軍強逼中国婦女為『慰安婦』資料編」〔抗日戦争研究一九九三一一〕は中国各地の慰安婦・慰安所関係の資料を紹介したものである。その多くは吉見義明編「従軍慰安婦資料集」からの翻訳で、当時に中国側の研究が立ち遅れていたかがわかる。中国側の資料としては、『蕪湖文史資料』と李秦「新發現の日軍強徴中国婦女充当軍妓史料析」が引かれるにすぎない。

① 李秦「新發現の日軍強徴中国婦女充当軍妓史料析」(後掲)二二三頁。

② 江上幸子「日軍婦女暴行和戦時中国婦女雜誌」〔社会科学論壇一九九一七・八〕はいわゆる慰安婦のみを対象としたものではないが、女性雜誌中の婦女暴行の記述を博搜した力作である。

③ 金一勉は著書の中で、慰安婦二〇万のうち、八、九割が朝鮮人であったといひ、別の箇所では朝鮮人慰安婦の数を一七二二〇万とする(天皇の軍隊と朝鮮人慰安婦)(東京、三三書房、一九七六)七九、二七七頁)。

④ 管寧が引用したのは吉見義明「従軍慰安婦資料集」八三頁だが、秦郁彦が一五万と計算しているというのは誤説である。秦は「従軍慰安婦たちの春秋」〔正論〕二三八、一九九二一六で六一九万と推計している。管寧の誤説の影響は現在に至るまで広く見られる。秦説を正しく紹介しているのは、管見では陳景彦「日軍侵華期間強徴中国慰安

婦問題」のみである。陳は秦の著作を見たわけではなく、上杉千年「検証従軍慰安婦——従軍慰安婦問題入門」(東京、金貌社、一九九三)に拠っている。

⑤ 井上清・広島正「日本軍は中国で何をしたのか」(熊本、熊本出版文化会館、一九九四)所収。同書は一九九三年一月に行われた第二回近百年中日関係史国際シンポジウムの報告集である。最後の二編が事実と管寧の論文である(一人はシンポジウムには参加していない)。

⑥ 「慰安婦と戦場の性」八八頁。ここでいう鈴木衛生軍曹とは鈴木博雄のことで、「体験的慰安婦の生感——元衛生兵がみた一四〇名の女性たち」(東京、金貌社、一九九七)の著者である。

⑦ 管寧は続けて山田定「憲兵日記」を引用するが、『従軍慰安婦資料集』三一頁「中国人慰安婦の徴集」で挙げられているのは、この二つの資料にはかならない。

⑧ 「歩兵第六聯隊歴史追録第一部」(名古屋、歩六会、一九七二)の

関係箇所（林為之「懐かしい揚州駐屯の思出」）の記述は以下の通り。  
 「揚州銀座街（繁華街なので名付けた）に三階建の大飯店を接収して軍慰安所に充当した。当初支那姑娘六十名を以って発足した。開店一ヶ月後、内地より慰安婦三十名が到着、更に朝鮮娘二十名が補充せられ、総勢百十名の慰安婦となり、慰安所は連日連夜股賑を呈したのである。」秦の記述は次の通り。「ほど遠からぬ揚州に第三師団が、自治委員会を集めてきた六十人の中国人クニヤンを軍医が検診したあと、慰安所をオープンしたのもほぼ同じ時期である。」二つの資料を折衷した記述だが、アウトラインは杉野の手記に拠ったにもかかわらず、数字だけ林に拠ったのはどうい理由からかわからない。また、両者のいう慰安所は別のものである可能性もある。

⑨ 「慰安婦研究」は吉見義明・林博史編「共同研究 日本軍慰安婦」（東京・大月書店 一九九五）七七頁から引用したと記す。「共同研究 日本軍慰安婦」は徴集した慰安婦の数を六〇名としているから、四七名を徴集したという蘇氏の記述の直接の典拠にはならない。蘇智良は「緑楊旅舎」と表記していることから、このくだりは管寧論文からの引用であろう。

⑩ 魯世彬「鳳陽慰安所掲秘」（『志苑』一九九三—三、江浩「昭示」（後掲）所収）によれば、鳳陽県を占領した第三師団の部隊は、維持会に慰安所設置を持ちかけたが、会長の王雨亭は断固として拒否した。警備司令の鈴木喜は王を殺害した後、城内を搜索して女性を連行した。  
 ⑪ 「朝日新聞」一九九九年三月三〇日、林伯耀「天津の日本軍「慰安婦」供出システム——偽「天津特別市政府」警察局長の公文資料から」（女性・戦争・人権）二、一九九九）、同「天津の日本軍「慰安婦」供出システム——中国の公文資料から」（VAWNET Japan 編「慰安婦」戦時性暴力の実態〔Ⅱ〕（中国・東南アジア・太平洋編）

（東京、緑風出版、二〇〇〇）、佐藤佳子「天津における娼妓制度と日本軍「慰安婦」（『黄土の村の性暴力』など。ただし発見の経緯などは述べられていないので、以下の本文で紹介しておいた。

⑫ 王凱捷・楊厚「日軍在天津強徴中国婦女充当慰安婦的檔案資料」（『近代史資料』九四、一九九八）。

⑬ 李秦の紹介では一九四四年七月三日となっているが、正しくは一九四五年七月三日である。

⑭ 中国語版は「滔天罪孽」に収められるが、「典拠資料及び参考文献リスト」を欠く。

⑮ この資料の存在はすでに一九九二年七月四日に公表されていた（林暁光「關於「慰安婦」問題の一些思考」）。

⑯ 筆者は一九九三年版を見ることができなかったため、一九九八年版に拠って紹介を行う。ただし、一九九八年版では頁数が百頁ほど増えている。

⑰ もちろん、部隊名が違うからといって、記事の信憑性がないと直ちに断定できるわけではないが、他に例をみない記事だけに慎重に扱う必要があるだろう。

⑱ 下修羅「慰安婦」問題与日本戦争罪責」（『抗日戦争研究』一九九九年一）、孟慶龍「日本軍国主義与「慰安婦」制度」、陳祖樑「侵華日軍演習慰安所与「慰安婦」（ともに『滔天罪孽』所収）などに引用される。蘇智良はこの文章を引いて、日本軍が慰安婦制度を実施した動機の一つの事例とした（『慰安婦研究』二五七頁）。陳景彦「日軍侵華期間強徴中国慰安婦問題」は、慰安婦制度開始の頃、日本軍は中国軍に負けていないから、この資料をもって創設の動機とするのはおかしいと指摘する。

⑲ 「大雄一男」なる名前も本当に正しいのか大いに疑問が残る。

### 三 『慰安婦研究』刊行まで（一九九四～一九九五年）

抗日戦争勝利五〇周年にあたる一九九五年、慰安婦に関する研究成果が大量に発表された。まず挙げるべきは、海南の慰安婦に関する符和積の一連の調査・研究であろう。『海南文史資料』の主編者である符和積は、その第一輯として一九九五年に正統二冊からなる『鉄蹄下の腥風血雨——日軍侵瓊暴行実録』（海口、海南出版社、一九九五）を出版した。元慰安婦の証言を含む大量の口述資料を収集・集めた一大資料集である。同書はあまり流通しておらず筆者も未見だが、後掲の「侵瓊日軍慰安婦実録」に数多くの記事が引用されており、その概要を窺うことができる。蘇智良はこの著作を「中国の学者が慰安婦問題で成し遂げた最も優秀な作品の一つであり、それは世界各国の慰安婦問題研究者が欠くことのできない参考書である」と絶賛した（『慰安婦研究』三七一頁）。符和積「日軍『慰安婦』的天涯血淚」（『文史精華』一九九五―一九九六）は海南省陵水県の元慰安婦、黄有良の体験の紹介である。彼女は一九四一年、一五歳のときに強姦され、翌一九四二年に日本兵に連行され、一九四四年六月まで慰安所で働かされた。符和積「不堪回首的屈辱往時——一個侵瓊日軍『慰安婦』的訴述」（『縱横』一九九五―四）は朝鮮人の元慰安婦朴来順へのインタビュー記録である。朴は戦地後勤服務隊という名目で中国に連れてこられ、撫順市と海南島で四年間にわたって慰安婦をさせられた。符和積「侵瓊日軍慰安婦実録」（『抗日戦争研究』一九九六―四）<sup>①</sup>は以上の聞き取り調査に基づいて、海南における慰安所の全容を提示したものである。海南だけで六二か所以上の慰安所があった。慰安婦は「戦地後勤服務隊」などの名義で騙されて連れてこられた韓国・フィリピンの女性、募集に応じてやってきた日本の女性、騙されたり脅迫されたりして連れてこられた台湾の女性、看護婦や女工などの名義で騙された中国の女性など様々だが、符和積がとりわけ力を入れたのは、暴力的手段によって慰安婦にされた海南の女性であった。

一九九五年は抗日戦争に関する重要な資料集の出版が相次いだ。李秉新等主編『侵華日軍暴行総録』（石家荘、河北人民

出版社）、中国史学会・中国社会科学院近代史研究所編『血証——侵華日軍暴行紀実日誌』（成都、成都出版社）、近代史資料編輯部・中国人民抗日戦争紀念館編『日軍侵華暴行実録』（北京、北京出版社、一九九五～一九九七）、孫果達『太陽旗下の撒旦——侵華日軍暴行紀実』（上海、上海遠東出版社）、軍事科学院外国軍事研究部編『侵華日軍暴行録』（北京、解放軍出版社）、などである。いずれも慰安婦を生み出すにいたった背景としての日本軍による暴力の全体像を把握するうえで極めて有用な資料集である。

孟国祥・喻徳文『中国抗战损失与战争索赔始末』（合肥、安徽人民出版社、一九九五）の第五章第二節「獸行蹂躪下中国女性の身心損害」（喻徳文執筆）は、慰安婦問題で中国人女性の被害が看過されていることを指摘した。中国人慰安婦は相当数いたこと、その待遇も非常に劣悪であったこと、強姦などの被害にあった中国人女性は数百万にのぼり、それは慰安婦が受けた苦難を大きく上回るものであったという。

蘇智良は一九九二年から慰安婦研究を志したが、彼の文章が発表されたのは一九九五年からである。蘇智良「戦時日軍の第一个慰安所」（『上海灘』一九九五—三）は、日本陸軍の最初の慰安所、楊家宅慰安所が楊家宅でなく、東沈家宅にあることを始めて明らかにしたものである。蘇智良「侵華日軍上海慰安所揭秘」（『上海党史』一九九五—四）は「大一記沙龍」の関係者の証言を紹介した。<sup>③</sup> 中国人慰安婦は日本や朝鮮の慰安婦よりも悲惨な境遇にあり、少なくとも一〇万人が慰安婦になることを迫られたという。なお、この論文では「性奴隷」「慰安婦」「軍妓」など用語が一定しておらず、慰安婦と軍妓を混同すべきでないという後年の見解が未形成であったことがわかる。蘇智良「侵滬日軍的『慰安所』」（『抗日戦争研究』一九九六—四）は氏による最初の本格的な学術論文で、慰安婦四〇万人説をはじめ打ち出した記念すべき論文でもある。後の四〇万人説では中国人慰安婦を二〇万人以上とみなしているのに対して、ここでは「少なくとも一〇万人以上」と言っている。残りの三〇万の内訳は不明である。本論文は一九九四～九五年の調査記録をもとに、「楊家宅陸軍娯楽所」「大一記」「海乃家」の実態を明らかにしたものである。四〇万の数字の根拠の一つとして挙げた「行楽所」は果たして

どこまで信憑性があるか疑問が残る。「行楽所」は四川北路横浜橋付近の某銀行の建物内に設けられ、蘇州、無錫、崑山、浦東等の地から連行されてきた女性が収容されていた。一階には一七―三〇歳の女性が数百人、二階には三〇―四〇歳の女性が数百人、三階以上の状況は不明であると伝える。蘇氏はここに一、二千名の女性が慰安を強制されていたと見積もっている。蘇智良「關於日軍慰安婦制度的幾点辨析」(『抗日戦争研究』一九九七―三)は慰安婦に関するいくつかのトピック(呼称、要因、発展段階、国籍、人数、供給源など)を取り上げて論じたものである。研究史からみて重要なのは、ここではじめて四〇万という数字がどのように算出されたかが示されたことである。まず日本人の研究における数字が紹介されるが、秦郁彦説を一五万人と紹介している。出典は示されていないが、明らかに管寧論文からの孫引きである。過去の数量研究が中国人慰安婦を軽視してきたこと、慰安婦には長期にわたって監禁された者だけでなく、短期のものや妓女も含めるべきである、などは妥当な指摘である。氏は諸資料を検討した結果、交代率を二対一とするのは低すぎるとして、低く見積もっても一対三・五―四はあったと考える。また兵士と慰安婦の適正比率を二九対一と設定し、慰安婦の総数を三六万から四一万と計算した。最も多かったのは朝鮮人と中国人で、中国人は二〇万以上と見積もるが、これには数日間だけ姦淫された女性は含まれていない。慰安婦の供給源については、略奪、俘虜、誘拐、妓女の強制徴用などを挙げ、来源は異なる、いずれも強制されたものであることには変わりないとする。蘇智良「侵華日軍慰安婦制度略論」(『歴史研究』一九九八―四)は前掲「關於日軍慰安婦制度的幾点辨析」とほぼ同じ内容で、一九九六年のクマラスワミ報告を受けて、慰安婦を性奴隷制の一環としてとらえ、新たな資料も交えて論じなおしたものである。中国の慰安所数については、数千という数字を挙げ、慰安婦が一、二名だけの日本軍拠点を加えると数方に達するとまでいう。実際、海南島だけで六〇か所以上、上海も七七か所以上あったから(後の論文でこの数字は増加する)、例えば秦郁彦が「公式数字」として挙げた四〇〇軒という数字は明らかに少なすぎる。⑦民族別の慰安婦数も示され、主なものでは、朝鮮人が一六万以上、日本人が二、三万と見積もっている。中国人については、南京・上海でそれぞれ三万以上はおり、漢口の三千、海南島の一萬などを加



えるとすでに一〇万ちかくになり、前線の拠点を含めた中国全体でみるなら二〇万はくだらないとした。

蘇智良『慰安婦研究』は数年来の氏の研究の総決算といふべき著作であり、中国の慰安婦研究における記念碑的著作である。沈智は本書の書評の中で、視野が広く、立論に根拠があり、資料は詳実で、慰安婦研究の集大成といえ、作者は熾烈な民族的自尊心と正義感にもとづきこの課題を完成したと絶賛した<sup>⑧</sup>。沈は蘇智良が岡部直三郎の日記から一九三二年七月に上海呉淞、宝山、廟山、真如などで最初の慰安所が建設されたことを探し出したと評価するが、この資料は吉見義明『従軍慰安婦』（東京、岩波書店、一九九五）などにも引かれるおなじみのもので新発見ではない。日本の研究成果が中国で共有されていないことを示す例として指摘しておく。日本の研究書の翻訳状況については後に言及することにし、まずは目次を掲げる。

序 慰安婦問題が世界を震撼させた

第一章 慰安婦制度探源

第二章 慰安婦制度の本格的成立

第三章 慰安婦制度の展開（一） 中国南方の日本軍慰安所

第四章 慰安婦制度の展開（二） 中国北方の日本軍慰安所

第五章 慰安婦制度の拡大 東南アジアと日本の慰安所

第六章 慰安婦制度の運用

第七章 慰安婦制度発生の背景とその本質

第八章 各国の慰安婦 地獄の中の囚人

第九章 慰安婦の生活実態

第十章 戦争はまだ終わっていない 慰安婦問題五〇年回顧

## 慰安婦問題年表

### 引用文献目録

目次からうかがえるように、本書の内容は多岐にわたる。文史資料など多くの文献資料を丹念に掘り出した功績もさることながら、精力的な聞き取り調査によって慰安婦の実態を明らかにしたのは本書の最大の成果であろう。ここでは中国における慰安婦研究に大きな影響力をもつ蘇智良による慰安婦の定義のみ紹介しておく。「慰安婦制度とは、日本軍国主義が中国とアジアの国家を侵略した時期に、戦争を継続させる目的から、各国の女性を強制的に日本軍士兵の性奴隷にし、日本軍に性奴隷を計画的に配備した制度である(同書一三頁)」。日本の研究で本書を参照したものはまだまだ少ないが、必ず参照しなければならない文献である。今後も参照されることを念頭に置いた上で、若干の問題点を述べておきたい。まず、張振鵬が本書への書評で指摘した点を紹介する。張が指摘したのは歴史叙述、地理、訳語の三つの問題である。歴史叙述の問題とは、例えばマカオを日本軍占領地に含める(二二頁)、万宝山事件と中村事件を一九二〇年代とする(二二頁)、などである。第二の点は、ラバウルをブーゲンビル島の中心とする(二〇二頁)、フランス領インドネシア(二二頁)、安徽省当塗県の事例を湖北省のところで扱う(二三七頁)、などが挙げられる。訳語の問題は、「将校」「軍属」など日本語と中国語で意味の異なる言葉をきちんとした説明なしに多用していることである。さらに訳文にも多々問題があると指摘している。

ここでは以上に加えて、さらに二点ほど問題を挙げておきたい。第一は日本人の名前の誤りがあまりに多いことである。これは中国の書物の通弊ともいえる現象である。また、原典を見ずに、孫引きすることから生じた誤解もまま見受けられる。これは資料へのアクセスが困難な中国の研究によく見られるが、慰安婦研究の基本的文献である本書の誤りは、それを参照した多くの研究に継承されている。第二は最近の日本の研究状況を十分把握していない、あるいはそれが生かされていないことである。例えば、現在日本の研究者は吉田清治の著作を引用しないが、蘇氏はたびたび引用している。また、

『従軍慰安婦・慶子』や金一勉の著作からの引用が多すぎるように思う。いずれも重要な文献には違いないが、一九九〇年代以降の新たな研究成果にもう少し配慮すべきであった。ただ、様々な欠点はあるにせよ、本書が中国の慰安婦研究を大きく前進させたことは疑いようのない事実である。一九九六年、クマラスワミは中国での実地調査も行わず報告書を作成することができたが、『慰安婦研究』出版後は、中国を無視して慰安婦を語ることはできなくなったといえる。

矢野玲子『慰安婦問題研究』（瀋陽、遼寧古籍出版社、一九九七）は一九九〇年代以降に出された日本の研究書の唯一の翻訳である。馬興国の序文によれば、本書は日本の研究にとどまらず、「中国側の被害者の訴状と中国の学者の学術的観点を大量に引用」していることが特徴である。例えば日本の慰安婦研究の代表的著作である吉見義明『従軍慰安婦』がその典型であるが、日本では中国人慰安婦に注目する研究はほとんどなかった。中国で日本の研究が翻訳されないのはこのためであろう。矢野は中国が最大の被害国であると同時に、慰安婦の人数も最大であったと後書き（一九九六年二月二日付）にはつきり記している。慰安婦の人数については、吉見の一〇万―二〇万に賛同するとしながら、最大の被害国の一つである中国の学者の観点を無視してはならないとして、管寧の論文をかなりの紙幅を費やして紹介した。<sup>⑩</sup>ところで不思議なのは、この著書の日本語版が確認できないことである。インターネット上の国会図書館、大学図書館の目録はおろか、一九九六年十二月以前の慰安婦研究目録である『「慰安婦」関係文献目録』にも収録されていない。

- ① 符和積「世界婦女史上惨痛の一頁——侵瓊日軍推行軍妓制度罪行述析」（海南師範学院学報（人文社会科学版）一九九六―一三）もほぼ同じ文章だが、若干分量が多い。
- ② 楊家宅という地名は上海に複数ある。徐平「慰安婦涙痕」は軍工路の西、翔殷路の南側と比定していた。
- ③ 正しくは「大一サロン」。「記」は商店の名によく使われる記号。
- ④ 蘇智良の示す出典は漢口「大公報」一九三八年二月二七日、著書では『敵寇暴行録』（出版地不明、文芸社、一九三八）に変わっている。

新聞の正確なタイトルは「敵寇万悪録（二）上海地獄 敵寇的行樂所」。敵寇万悪録という企画は日本軍の罪状を暴くことで、国民を覚醒させ復讐に立ち上がらせるべく立てられたもので、読者からの投稿を掲載した。「上海地獄」は章国康なる人物が二月八日に上海を離れ軍に投じる直前に書いたもので、崑山のキリスト教牧師陸某から聞いた話として紹介されている。章は行樂所のことを外国の領事館に知らせて調査してもらおうべく、場所を陸に聞いたが、陸は頑として本当のことを言わなかったという。但し書きが書かれている。内容もさること

ながら、間接的伝聞でしかも肝心な点を曖昧にしていることから（追及を恐れていることかもしれないが）、少なくとも人数の問題を論じる資料としては不適切であろう。横浜橋は海軍慰安所が集中していたところである。だとすれば行楽所は海軍と深い関係にあるはずだが、崑山を攻略したのは陸軍であり、その「戦利品」が海軍慰安所へ渡されるというののも不自然である。蘇智良はこの記事をたびたび取り上げている。

- ⑤ 日本の学界状況に少しでも通じていれば、秦郁彦が一五万というのがおかしいことはすぐわかるはずである。秦は一九九三年に六一九万としていたが、最近では二万数千人という数字を挙げている（秦郁彦「慰安婦問題の終末」〔社会経済史学〕四三八・四三九、二〇〇三（三））。この数字はピーク時の兵力二五〇万に兵士と慰安婦の適正比率一五〇対一をかけて算出したものだが、「慰安婦と戦場の性」から見ても、学術的に退行したというほかない。なお、蘇智良は著書の中で矢野瑤子「慰安婦問題研究」（後掲）を度々引用しているが、「慰安婦問題研究」には秦の説として九万人という数字が紹介されている。

⑥ 計算式は以下の通り。  
三〇〇万÷二九×三・五÷三六二〇六八

#### 四 「慰安婦研究」以後（一九九九～二〇〇四年）

『慰安婦研究』で中国の慰安婦・慰安所の実態がはじめて体系的に示されたが、その後の研究は、全国各地で更なる事実の探求へと向かっていった。

上海関係では、『檔案与史学』二〇〇一―二で特集が生まれ、侯桂芳「大一沙龍」、李凱琦「尋訪『海乃家』」、胡海英「江湾万安路——日軍的行樂『花街』」、傅家駒「宝山慰安所揭秘」が掲載された。いずれもインタヴューをもとに各慰安

三〇〇万÷二九×四÷四一三七九三

- ⑦ 「慰安婦と戦場の性」四〇〇頁。秦はこの数字が「所在地数なのか軒数なのか、必ずしもはっきりしない」といっておきながら、何の根拠も示さず軒数とみて慰安婦数を割り出している。なおこれは中国の慰安所数ではなく、日本軍全体の慰安所数である。

⑧ 沈智「慰安婦研究」評述」（『滔天罪孽』所収）。

⑨ 張振鵬「根拠天皇命令行動的野獸集團」的性奴隸——『慰安婦研究』評介」（『抗日戦争研究』二〇〇〇―一）。

⑩ 典拠の『天皇の軍隊と朝鮮人慰安婦』二二七頁に「日本軍の最南端の大根拠地・ラバウルには（ブーゲンビルを含めて）陸海の将兵約一七万がいた」とあるのを誤読したのだろう。

⑪ 矢野自身は管寧の挙げた二〇万―三〇万という数字に対してコメントしていない。彼女が使った管寧の論文は王金林・湯重南主編『走向國際化的日本』（天津、天津人民出版社、一九九五）所収のものである。これは内容からして、すでに紹介した「慰安婦問題与日本の國際化」と同一のものであろう。

⑫ 女性のためのアジア平和国民基金編『慰安婦』関係文献目録」（東京、ぎょうせい、一九九七）。

所の実態を解明したものである。陳正卿「檔案中發現的有關上海日軍慰安婦問題」(『檔案與史學』二〇〇二—二)、華強「日本侵華海軍与上海慰安所」(『滔天罪孽』所収)は上海市檔案館が『日本帝國主義侵略上海罪行史料彙編』(上海、上海人民出版社、一九九七)を編纂する過程で発掘した平康福利会関係の文書を紹介したものである。同会は虹口にあつて、日本海軍の指揮監督のもと、慰安所を管理統制していた。

南京を対象とした研究も多い。高興祖「南京大屠殺期間日軍慰安所慘況」(『滔天罪孽』所収)は南京の慰安所の概況を示したもののだが、日本の民間調査団体が慰安婦の総数を七〇万と推計しているという注にはきちんとした典拠が欲しい。張連紅・李広廉「南京下関区侵華日軍慰安所の調査報告」(『南京師範大學學報(社会科学版)』二〇〇〇—一六)によれば、一九九九年より南京師範大學南京大屠殺研究センターが「侵華日軍性暴力」をテーマに調査を実施し、下関区で七〇名に対する聞き取り調査を行った結果、華月楼(商埠街惠安巷二三号)に関する多くの証言が集まり、その実態がかなり明らかになった。経盛鴻の一連の論文、「南京的慰安婦与慰安所」(『抗日戰爭研究』一九九一—二)、「侵華日軍在南京實施『慰安婦』制度始末」(『滔天罪孽』所収)、「侵華日軍南京『慰安婦』制度述論」(『江海學刊』二〇〇〇—一六)はほぼ同じ内容で、南京檔案館の未公開資料を用いて南京の慰安婦および慰安所を明らかにした。この資料は初公開ではなく、一九九四年に陳娟が紹介しているし、蘇智良も「南京日軍慰安所実録」(『紫金歲月』一九九七—一六)で言及している。段月萍「侵華日軍南京慰安所調査」(『滔天罪孽』所収)は、南京に慰安所が二六か所あつたことを確認し、所在がはっきりしなかつた故郷樓慰安所が利濟巷一一号の対面にあることを突き止めた。韓曉蓉「南京尋証」(『華夏人文地理』二〇〇三—一二)は聞き取り調査の結果、後述の朴永心が南京で働かされた慰安所が菊水楼だつたこと(所在は利濟巷二二号)<sup>①</sup>、故郷樓慰安所が利濟巷一八号であつたことを明らかにした。故郷樓の正確な位置についてはなお調査が必要であろう。

黒龍江省の東寧要塞は一九九八年に旧日本軍の武器庫から出てきた軍事地図が契機となつて発見された。中国の慰安婦研究ではほとんど注目されてこなかつた地域である。東寧要塞調査組の調査の結果、ロシアとの国境近くに設けられたこ

の巨大な要塞は、九か所の軍事要地を擁し、三九の慰安所に千人近い慰安婦が居たことが判明した。四名の元慰安婦に対する聞き取りは一九九九年夏頃から行われ、二〇〇〇年五月には中国、日本、ロシア三国による合同調査も行われた。要塞は辺境にあったためか、中国人慰安婦の存在は今のところ確認されていない。一九四五年八月、ソ連軍の侵攻を察知した日本軍は撤退を開始し、慰安婦たちもあらかじめ輸送されたが、侵攻が予想以上に早かったため、最後に百名の慰安婦が残された。百名の行方は知れないが、このたび証言した四名はいずれもこの残留組の慰安婦である。蘭草・韓茂才「東寧要塞慰安婦首次揭秘」(『文史精華』一三七、二〇〇一—一〇)が最も早い紹介で、それを簡潔にまとめたものが、東寧要塞調査組「東寧要塞慰安婦調査」(『近代史資料』一〇三、二〇〇二)である。

拉孟・騰越(騰衝)の慰安婦は、千田夏光が『従軍慰安婦』『続・従軍慰安婦』で大きく取り上げたことから、日本でも中国でもつとに知られていた。近年刊行された西野瑠美子『戦場の「慰安婦」——拉孟全滅戦を生き延びた朴永心の軌跡』(東京、明石書店、二〇〇三)は朝鮮人慰安婦朴永心の足取りをたどったもので、日本、北朝鮮、中国の人々との連携で粘り強く調査を重ねて得られた貴重な成果である。調査の様子はテレビで放映され、中国でも金榮、劉建中訳「慰安婦朴永心」(『華夏人文地理』二〇〇三—二。原文は「朝鮮・朴永心さんの場合」)(VAVW.NET Japan 編『慰安婦』戦時性暴力の実態「I」)(東京、緑風出版、二〇〇〇)、戈叔亜「慰安婦——照片講述的沈重歴史」(『華夏人文地理』二〇〇三—二)、経盛鴻「南京利濟巷二号——侵華日軍慰安所遺址考証」(『檔案与建設』二〇〇四—八)で紹介された。西野は『続・従軍慰安婦』に典型的に見られるような慰安婦と兵士の交情という美談が、慰安婦の真実をかき消してきたと批判する。日本人兵士の回想や研究では慰安婦が日本軍によって殺害されたということとさら回避してきたが、西野は中国の資料を使って慰安婦が自決したという美談に疑義を呈したのである。中国では慰安婦が大量に殺害されたということは早くから言われていたことで、日本と中国の研究意識の違い、言葉をかえていえば、日本の研究の一面性をここに窺うことができる。

さて、西野が用いた資料とは潘世徵「敵隨軍官妓調査——騰衝城内的一群可憐虫」という新聞記事で、騰衝の新聞記者

李根志から入手したという。この記事は、陸汗白・李光信・李根志提供、潘世徴「一個戦地記者的報道——日本宮妓在騰衝」（『華夏人文地理』二〇〇三—）としてすでに発表されている。その解説によれば、この記事は一九四四年九月一八日に書かれ、『大公報』（記事は確認できず）と『掃蕩報』（一九四四年九月二六日、ただし未見）に掲載された。のち一九四六年九月一四日に『騰越日報』と『省中校報』に再掲載された（いずれも未見）。実は、この記事はすでに『慰安婦研究』三四九〜三五二頁に引かれている。蘇智良は王俊彦編『警惕日本——昨天的侵略与今日的拡張』（呼和浩特、内蒙古人民出版社、一九九〇）を出典に挙げるが、蘇智良の引用文は『警惕日本』よりも詳しいから、あるいは『掃蕩報』の原文を見たのかもしれない。『慰安婦研究』と「一個戦地記者的報道」の引用文を見比べると、相互に出入りがあることがわかる。『掃蕩報』と『騰越日報』の記事に違いがあり、「一個戦地記者的報道」は『騰越日報』に拠ったのだろうか。

西野の力作に決定的にかけているのは、中国人慰安婦の存在である。これは何も西野の著作だけでなく、拉孟・騰越に関する日本人の回想・研究全般について言えることである。陳祖樑「侵華日軍滇西慰安所与『慰安婦』」（『滔天罪孽』所収）は滇西抗日戦争遺留問題民間研究会籌備会が収集した数百件の証言をもとに、雲南の中国人慰安婦を論じた。竜陵では維持会に六〇〇人の女性を供出するよう命令が下った。維持会が集められないことがわかると、日本軍は掃蕩におもむき、女性をみつけると強姦し、慰安所へ連れ去った。拉孟には李連春ら二〇人ほどの中国人慰安婦と一五人の朝鮮人慰安婦（中国の東北の人がいたともいう）、そして三、四人のビルマ人慰安婦と五人の日本人慰安婦がいたという。騰衝では多くの中国人慰安婦が日本軍により残酷に殺害された。ある元兵士は一九四四年九月一四日の早朝に一七人の中国人慰安婦と、日本軍によって刺殺された何人かの幼児の死体を見たと言った。陳はこれを「騰衝城内一群可憐虫」によって傍証している。拉孟・騰衝の中国人慰安婦については、李小江主編『讓女人自己說話——親歴戦争』（後掲）、四二二〜四三四頁でも取り上げられ、李連春の詳細な証言記録も掲載されている。付言すれば、拉孟・騰衝に関する中国側の研究の一端は陳麗菲・蘇智良「中国の慰安所に関する調査報告——上海・南京・雲南を中心に」（『慰安婦』戦時性暴力の実態〔Ⅱ〕所収）

で日本にも紹介されている。拉孟・騰衝の事例は日本と中国の研究がこれまですれ違ってきたこと、うまくかみ合えば研究に大きな進歩が生まれる可能性があることを示していよう。

李小江主編『讓女人自己說話——親歴戦争』（北京、生活・讀書・新知三聯書店、二〇〇三）は中国における「婦女学」の開拓者李小江を中心に、女性たちのオーラル・ヒストリーを収集すべく、一九九二年から実施されてきた「二〇世紀（中国）婦女口述史」というプロジェクトの四冊の報告書の一部である。慰安婦に関する部分は陳麗菲が担当し、海南の黃有良と陳亜扁、雲南の李連春、湖北の何大娘のオーラル・ヒストリーを収めている。何大娘の原名は河床淑で朝鮮の忠清南道瑞山の生まれである。一九九四年に韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会のメンバーが武漢およびその近郊に在住する朝鮮人元慰安婦に対する聞き取り調査を行い、証言集を公刊した。山口明子による日本語訳『中国に連行された朝鮮人慰安婦』もあるからご存知の方も多いであろう。その中に登場する河君子がこの何大娘に他ならない<sup>③</sup>。ところが実は何大娘の証言は中国でも早くに公表されていた。江城「武漢慰安所揭秘」（『武漢文史資料』一九九五—四）がそれである。江城は一九九二年秋に武漢近辺に住む六名の朝鮮人慰安婦に対する聞き取り調査を行っていた。何大娘は「韻子」という匿名で紹介されている。（以下、「」内は『讓女人自己說話』の記述）

何大娘は一九二七年五月三日（一九二八年）生まれ。歌舞団の演技員に誘われ、中国へ行くとは知らなかった（中国へ行きたいか、日本へ行きたいかと聞かれ、中国へ行きたいと答えた）。一九四四年二月から終戦まで武漢の積慶里の慰安所にいた。日本人は彼女たちに大切開手術をし、妊娠機能を失わせた。三〇人いた仲間は四人しか残らなかった。戦後、中国人と結婚するが（その前に日本人松橋と三年間同居していた）、十年後に離婚。二八歳のとき劉と結婚し、幸せな家庭を築いた。

ところで、江城がインタビューを行った元慰安婦たちはたびたび日本人がおこなった手術のことを取り上げ、日本軍の残虐さを印象づけている。この手術とはなんだろうか。妊娠防止のために慰安婦に注射をしたことはあっても、わざわざ



切開手術を行ったとは考えにくい。これはおそらく後年の子宮摘出手術のことを指すのではないか。何大娘は一九七二年にこの手術を受けている。学校教育については、韓国挺身隊研究会の聞き取りでは学校に行つたといひ、金富子らの聞き取りでは学校には行かなかつたと語り、陳麗菲らには学校へ行つたと語っている。しかも「小学校三年生、私が九歳のとき……」とかなり具体的に証言している。何大娘への聞き取りは一九九二年、一九九四年、二〇〇〇年四月、二〇〇〇年二月〜〇一年九月に行われた。証言にはそれぞれ出入りが見られるが、それは証言の曖昧さを示すものではない。聞き手（の国籍）が異なるのはもちろんのこと、聞き取り技術が向上し、匿名が実名になるなど慰安婦をめぐる問題意識が大きく変わった。したがって、証言が完全に一致することのほががえって不自然だともいえる。

『慰安婦研究』出版後も、蘇智良の研究活動は続いている。一九九九年三月一日、上海師範大学に中国慰安婦研究センターを立ち上げ、各地から専門家を研究員・調査員として招聘した。一九九九年のインタビューでは、一五〇名余の元慰安婦の証言を集めた記録集と、現存する慰安所の写真集を刊行して、法廷での証拠にしたいたとの抱負を語つた。<sup>⑤</sup>二〇〇〇年春には同センターと『歴史研究』編集部、『抗日戦争研究』編集部が中国「慰安婦」問題国際学術研討会を主催した。アメリカ、朝鮮、韓国、日本、フィリピン、ニュージーランド、フランス、シンガポール、香港、台湾などから一七五名が参加し、七〇本の論文が提出された。二〇〇三年九月の報道によれば、蘇智良主編の『女娼——受害者的控訴』『日軍海南の統治及其暴行』がまもなく出版されるという。<sup>⑥</sup>一方、啓蒙活動にも力を入れている。『日軍性奴隷——中国「慰安婦」真相』は慰安婦問題の要点をまとめた小冊子である。『血涙「慰安婦」』（北京、光明日報出版社、二〇〇二）は慰安婦をテーマにした漫画である。

蘇智良・栄維木・陳麗菲『滔天罪孽——二戦時期的日軍「慰安婦」制度』は十年来の慰安婦研究論文六〇本と関係資料を収めたものである。出典のないものは前述の国際シンポジウム提出論文かと思われる。中国における慰安婦研究の概要を知るには便利な本だが、編集の仕方に問題がある。タイトル中の「軍妓」がすべて「慰安婦」に置き換えられたのみ

ならず、本文中でも改められている場合がある。軍妓は慰安婦と違うというのは、編者である蘇智良の主張するところだが、こういう編纂物を作る際に勝手に改めるのはいかなものか。引用する場合は注意が必要となる。改悪の事例をもう一つ挙げておこう。しばしば引用される慶子、本名笹栗富士の表記についてである。裘適「侵華日軍中の軍妓」の元の論文では正しく表記されているが、本書に収められた「侵華日軍中の「慰安婦」」では「笹栗」となっている。たしかに笹という字は日本の国字で中国の漢字にないから仕方ないかもしれないが何とかならないものか。ちなみに、蘇智良自身の著書では「笹栗」(五一頁)、「世栗」(三四三頁)となっている。

近年進められている調査・研究のなかで最大の成果を挙げつつあるのは、山西省孟県の聞き取り調査であろう。孟県での元慰安婦に対する聞き取りはすでに一九九〇年代初めから開始され、地元の教師張双兵が一九九二年にその成果を発表していた。一九九六年からは石田米子らを中心とする日中合同のグループによって調査が進められ、実態の解明が急速に進展し、二〇〇四年には石田米子・内田知行編『黄土の村の性暴力——大娘たちの戦争は終わらない』が出版された。石田らはすでに中国で成果の一部を発表しており、中国の慰安婦研究にも大きな影響を与えている。ここで指摘しておきたいのは、石田らが丹念な聞き取り調査により当時の日本軍による暴行の実態を明らかにしたのみならず、性暴力という観点から慰安婦をとらえなおすことで、多様な慰安婦の類型を体系的に理解・整理し、それを豊富な事例をもとに説得的に提示したことである。孟県での組織的性暴力は、「慰安所」型と南京型Ⅱ攻略時集団強姦型との中間型で、高度分散配置された前線拠点での軍紀逸脱行為によるものと位置づけられた<sup>①</sup>。

日本の学界がながらく典型的な慰安婦像に呪縛され、中国人慰安婦の問題が見過ごされてきたこと、中国の研究がこの欠落を埋めるべく努力を続けてきたことはすでに見てきた。蘇智良『慰安婦研究』も短期間の性暴力被害者を慰安婦に含めるべきだと提言したが、孟県の調査結果がまだ十分に公表されていなかったこともあり、「短期慰安婦」についての考察はあまりなされていなかった<sup>②</sup>。劉萍「關於日軍強徵山西「慰安婦」的調查報告」(『抗日戦争研究』一九九一—)は、孟

県での調査を受けて、日本では性暴力の被害者は厳格な意味の慰安婦ではないとする意見もあるが、彼女たちは中国辺縁の農村における慰安婦の典型であり、慰安婦の最も基本的特徴を備えていると主張した。慰安婦概念の拡大は、当然ながら慰安婦数、いや性暴力被害者数というべきか、を劇的に増大させることになる。呉天威（南イリノイ大学）「日軍史無前例的強暴中華婦女——被強姦者多於慰安婦」（『抗日戦争研究』一九九一—二）は、クマラスワミの「慰安婦は日本が戦時に犯した組織的強姦および奴隷制の犯罪である」という定義を援用し、中国人慰安婦がもっと多かつたこと、かつ強姦された中国人はさらに多かつたこと、そしてその数は少なくとも百万以上にのぼることを論じた<sup>⑥</sup>。何天義「論日軍在中国華北の性暴力」（『滔天罪孽』所収）は、河北省檔案館所蔵の「晋冀魯豫辺区八年抗日戦争中人民遭受損失調査統計表」に拠り、晋冀魯豫辺区で八年間に強姦の被害者が三六三〇〇〇人、強姦され伝染病を移された者が一二二〇〇〇人あつたことを示し、華北の五大根拠地全体で強姦された女性は百万人をくだらないと推定した。

- ① 朴自身は「キンスイ楼」と記憶していた（『戦場の「慰安婦」』（後掲）二一頁）。
- ② 秋山洋子「中国女性が語る戦争」（『世界文学』九八、二〇〇三・一—二）が本書の紹介を行っている。
- ③ 「慰安婦研究」二九一頁でも引かれ典拠は示されていないが、明らかに江城によつてゐる。
- ④ 金富子「河床淑さんのケースにみる漢口慰安所」（『慰安婦』・戦時性暴力の実態〔I〕所収）。
- ⑤ 趙蘭英「蘇智良与慰安婦研究」（『瞭望新聞週刊』一九九九年八月二三日）。
- ⑥ 二〇〇四年二月現在、この二冊の書物が出版されたことは確認できない。
- ⑦ 「黄土の村の性暴力」二四二頁。笠原十九司「中国占領地における徴集と慰安所の展開」（『共同研究 日本軍慰安婦』所収）は中国の慰安所について、(A)兵站における常設の慰安所、(B)部隊に付随したものの、(C)前線に近い警備隊の非定型的展開という三つの類型を挙げたが、まだ事例が少なく、たとえば氏が「日本軍による性暴力の構造」（『慰安婦』・戦時性暴力の実態〔II〕所収）で示したような構造的理解は見られない。
- ⑧ 「慰安婦研究」二二五頁の図六一は慰安婦の管理・流動という観点から整理したものであり、慰安婦の各類型を整理したものではない。
- ⑨ こうした論点は「中国抗戦損失与戦争索赔始末」などですでに触れられている。

中国における慰安婦研究は、まだ事実の発掘段階にあるといえる。まもなく戦後六〇周年を迎えようとしているが、元慰安婦に対する聞き取り調査は、彼女たちの年齢や健康を考えると、ここ一〇年が最後のチャンスとなるであろう。事実の究明は重要な作業であるが、データを集積すれば事足りるというわけではない。調査者の慰安婦観が調査結果に反映することは、武漢のケースによく現れている。問題意識を変えないことには、いくら聞き取り調査をたくさん実施したところで、似たり寄つたりの結果が蓄積されるだけである。慰安婦問題の本質を究明するためには中国人慰安婦だけでなく、日本人・朝鮮人慰安婦にも目を向けねばならないし、中国大陸だけでなく、日本軍の占領地全体を視野におさめる必要がある<sup>①</sup>。この種の作業は中国ではほとんどなされておらず、あったとしても日本の研究の受け売りの段階にとどまっている。事実の究明が中心になっているせいか、中国の慰安婦研究は歴史研究が圧倒的に多く、フェミニズムの視点はあまり見られない。それはあくまで抗日戦争研究、あるいは「戦後遺留問題」としてのみ扱われている。今後は、より多角的・学際的な取り組みが必要となるであろう。

個別の課題でいえば、漢奸の問題がほとんど手付かずのまま残されている。邵雍「甲午戦争以来日軍对中国婦女的暴力問題」(『滔天罪孽』所収)は、新たに発掘した新聞・雑誌の資料に依拠して各地の慰安所の状況を概観し、慰安婦制度がかくも速やかに拡大した要因として漢奸の役割を指摘した。漢奸は慰安婦制度を考える上で不可欠の存在だが、形式的な漢奸批判を除けば、その実態はほとんど明らかになっていない。この点は、日本の業者・女衞と全く同じ状況にあるといえる<sup>②</sup>。

資料の発掘は今後期待できる分野である。現在、中国政府は「日本政府との友好的な関係を阻害するという理由で、中国人軍隊慰安婦関連の資料を公開しない方針を固辞」している<sup>③</sup>。今後、情勢に変化が起これば、資料の公開が促進

されることもありうるし、また、既知の資料が見直されたり、意外なところから資料の発掘が行われたりする可能性もある。陳正卿「侵華日軍華中『慰安婦』罪行新証」（『檔案与史学』二〇〇三—）は上海市檔案館所蔵『支那在留邦人名録』三三版、三三版の紹介である。日本ではすでに、藤永壮が同書の二八版、二九版、三〇版を使っているし、蘇智良も三〇版を用いているから、新資料とはいえない。従来はなぜか上海の部分だけしか用いられてこなかったが、陳は同書を用いて、江蘇、浙江、湖北、河南、安徽などの慰安所を検証した。趙永強「対残留日軍慰安所史料的考訂」（『山西檔案』二〇〇一—五）は、山西に残留した日本軍が終戦後も慰安所を経営していたことを示す新資料を考証したものである。

ここ五年ほどで日本と中国の学術交流は大いに進展した。『戦争責任研究』などにその成果が着々と紹介されつつあるが、中国の研究成果を積極的に用いた日本の研究はまだ数少ない。一方、中国でも日本の研究状況が紹介されているが、たとえば秦郁彦の一五万人説がいまだに流布し続けているのを見ても、まだ両国の学術的成果が本当の意味で共有されているとは言えない。拙稿が交流の一助となれば幸いである。

- ① たとえば、朱和双・李金蓮「二戦時期東南亞戰場上の日軍慰安婦」（『學術論壇』二〇〇三—）は東南アジアの慰安婦を論じたものだが、大枠は日本の研究に拠っており、目新しい指摘は見られない。中国の学者には、とくに東南アジアの華僑・華人の慰安婦や、中国から東南アジアへ運ばれた慰安婦の調査を期待したい。
- ② 吉見義明「日本軍性奴隷（従軍慰安婦）制度研究の現段階」（『戦争責任研究』三八、二〇〇一）。
- ③ 尹明淑「中国人軍隊慰安婦問題に関する研究ノート」。
- ④ 藤永壮「上海の日本軍慰安所と朝鮮人」（『国際都市上海』（大阪、大阪産業大学産業研究所、一九九五）、「慰安婦研究」八九頁。
- ⑤ 潘徳昌「日本学術界『慰安婦問題』研究述論」（『社会科学輯刊』二〇〇四—四）など。日本の研究論文の翻訳だけでなく、日本の研究者との共同執筆の論文も見られるようになってきた。

（京都大学大学院文学研究科助教授）